

## 解 説

早稲田大学海法研究所外国海法研究会

# 中国における海事国際私法

雨宮 正啓 (弁護士)

李 剛 (中国弁護士)

方 懿 (中国弁護士・元上海海事法院法官)

- 第一 はじめに
- 第二 中国における国際海事事件の現状
- 第三 渉外民事関係法律適用法及びその司法解釈
- 第四 海商法における法選択規則
- 第五 外国法の調査
- 第六 おわりに

## 第一 はじめに

国際的要素を含む海事事件が、中国の裁判手続き等において審理される場合、いずれの国の法が適用されるのかが問題となる。中国では、渉外的私法関係に適用される法の決定について、「渉外民事関係法律適用法」、「民法総則」、「民法通則」、「契約法」、「民事訴訟法」、「海商法」及び関連する法の司法解釈により規律されており、これら法規の適用関係が複雑である。そこで、本稿では、国際海事事件に適用される準拠法の決定について整理し、概観する。

## 第二 中国における国際海事事件の現状

最高人民法院の2018年度の工作報告書によると、同年度内に各海事法院が結審した国際海事事件は1.2万件にのぼる<sup>1</sup>。海事法院が受理する海事事件としては、海商契約による紛争事件や海事不法行為による紛争事件等があるが<sup>2</sup>、海商契約による紛争事件では、主に、船舶抵当権設定契約に関する紛争事件、船舶修理契約に関する紛争事件、船舶売買契約に関する紛争事件、船員の労働・労務契約に関する紛争事件、海上又は海に通じた水域における貨物運送契約に関する紛争事件、海上又は海に通じた可航水域における保険契約に関する紛争事件、及び海上又は海に通じた水域におけるフォワーダー契約に関する紛争事件などがある。

また、海事不法行為による紛争事件では、主に、船舶の衝突・準衝突による損害の賠償責任に関する紛争事件、船舶からの排出物等による汚染損害の賠償責任に関する紛争事件、積荷損害の賠償責任に関する紛争事件、船舶の運航等による人身死傷損害の賠償責任に関する紛争事

<sup>1</sup> 海事法院については、箱井崇史＝張秀娟＝方懿「中国の海事法院について」本誌218号24頁以下を参照。

<sup>2</sup> 海事法院が受理する海事事件については、雨宮正啓＝李剛＝方懿「中国における海事事件の裁判管轄」本誌231号31頁以下及び張秀娟＝李剛「中国における海事法院の受理する事件の範囲および海事訴訟管轄に関する最高人民法院の2つの新規定」本誌231号47頁以下を参照。

件、及び船舶の運航等による養殖物の損害の賠償責任に関する紛争事件などがある。

さらに、その他として、船舶物権に関する紛争事件、海難救助に関する紛争事件、共同海損に関する紛争事件及び海事賠償責任制限などの事件がある。

上記事件の多くは、中国法に基づき審理されたが、一部の事件では外国法又は国際条約が適用された。各判決では、法廷地法、不法行為地法、当事者の選択した法、最密接関連法、旗国法、雇用者の営業所在地法、条約、又は外国法の内容不明を理由に中国法などが適用されている。

### 第三 涉外民事関係法律適用法及びその司法解釈

中国では、涉外民事関係（涉外的私法関係）に適用される法を決定し、涉外的紛争を適切に解決して当事者の利益を保護するために、抵触法の基本法として「涉外民事関係法律適用法」が制定された（2011年4月1日施行。制定趣旨については1条を参照。以下、「涉外法律適用法」という。）。また、2013年1月7日、「最高人民法院による「中華人民共和国涉外民事関係法律適用法」に関する若干問題に対する解釈」が施行された（以下、「涉外法律適用法の解釈」という）。

#### 1. 涉外民事関係の範囲

涉外法律適用法は、涉外民事関係に適用される法を定めている。涉外民事関係とは、以下の場合である（涉外法律適用法の解釈1条）。

- ①当事者的一方又は双方が外国公民、外国法人又はその他組織、無国籍者となる場合；
- ②当事者的一方又は双方の常居所が中国領域外にある場合；
- ③対象物が中国の領域外にある場合；
- ④民事関係の発生、変更又は消滅に関する法律事実が中国領域外で発生した場合；
- ⑤涉外民事関係として認められるその他事情がある場合。

#### 2. 涉外法律適用法とその他の法、国際条約・慣習との関係

涉外法律適用法に基づく場合とその他の法に基づく場合とで、涉外民事関係に適用される法が異なる場合、涉外法律適用法が優先する。但し、海商法など商事領域の法に特別な規定がある場合にはこの限りではない（涉外法律適用2条、涉外法律適用法の解釈3条）。涉外法律適用法又はその他の法が涉外民事関係に適用される法を規定していない場合には、最も緊密な関係のある法が適用される（涉外法律適用2条）。

涉外民事関係に適用される法が国際条約又は国際慣例に関する場合、人民法院は民法通則142条<sup>3</sup>、海商法268条<sup>4</sup>又は民用航空法184条<sup>5</sup>などの規定に基づき、国際条約又は国際慣例

<sup>3</sup> 民法通則142条は、「涉外民事関係に適用される法は本章の規定に基づき確定する。中華人民共和国が締結し、又は参加している国際条約と中華人民共和国の民事法律規定とが異なる場合、中華人民共和国が声明で留保した条項を除き、国際条約の規定が適用される。中華人民共和国の法律及び中華人民共和国が締結し、又は参加している国際条約に規定がないときは、国際慣例を適用することができる。」と規定している。

<sup>4</sup> 海商法268条は、「中華人民共和国が締結又は参加している国際条約と本法が異なる規定を有するときは、国際条約の規定を適用する。但し、中華人民共和国が留保を宣言した条項についてはこの限りではない。中華人民共和国の法律及び中華人民共和国が締結し又は参加している国際条約に規定がないときは、国際慣例を適用

を優先的に適用しなければならない（涉外法律適用法の解釈 4 条、5 条）。

### 3. 外国法の合意選択及びその例外

当事者は、原則として、涉外民事関係に適用される法を選択することができる（涉外法律適用 3 条）。但し、労働者の利益保護、食品の安全、公衆衛生の確保、環境保護、外貨管理、独占禁止又は反ダンピング等、強行規定が設けられている場合、若くは強行規定とみなされるべき状況がある場合などには、当事者間の合意によって適用される法を選択することは認められず、中国法が適用される（涉外法律適用 4 条、涉外法律適用法の解釈 10 条）。

当事者が外国法を選択した場合であっても、当該外国法の適用が中国の公序良俗に反する場合、中国法が適用される（涉外法律適用 5 条）。また、一方の当事者が中国の法律、行政法規の強行規定の適用を回避するために、故意に涉外民事関係の連結点を創出した場合、人民法院は、当該外国法の適用を認めないことができる（涉外法律適用法の解釈 11 条）。

また、当事者が外国法を選択する場合、当該国の各地域に異なる法規定が実施されている場合、当該涉外民事関係に最も緊密な関係のある地域の法が適用される（涉外法律適用 6 条）。

### 4. その他

訴訟時効については、法廷地法ではなく、当該涉外民事関係に適用される法が適用される（涉外法律適用 7 条）。

涉外民事関係の性質決定は、法廷地の実質法によって決定される（涉外法律適用 8 条）。

涉外民事関係に適用される外国法には国際私法は含まれず（涉外法律適用 9 条）、反致は認められない。

当事者が国際仲裁手続きに適用される法を選択せず、且つ、仲裁機関又は仲裁地を合意しなかった、又は明確に合意しなかった場合、人民法院は中国法に基づき当該仲裁手続きの効力を認定することができる（涉外法律適用法の解釈 14 条）。

## 第四 海商法における法選択規則

### 1. 船舶物権に関する法選択

#### (1) 船舶所有権

船舶所有権とは、船舶所有者がその所有する船舶を占有し、使用し、収益し及び処分することができる法律上の権利である（海商 7 条）。各国において、その概念、性質及び内容などに大きな相違はないが、社会制度、経済状況及び海運の歴史が異なるので、その対象、移転の条件又は時期若しくは消滅などにおいて法の抵触が見受けられる。

中国では、第三者の利益を保護するため、船舶所有権の取得、譲渡及び消滅については船籍国の法が適用される（海商 270 条）。なお、建造中の船舶又は建造後登記前の船舶は、船籍を

「することができる」と規定している。中国海商法の和訳は、原則として中村眞澄（監訳）＝夏雨（訳）「中華人民共和国海商法 I～III」海事法研究会誌 115 号（1993）31 頁以下、116 号（1993）41 頁以下、117 号（1993）28 頁以下に依拠しているが、研究会において検討のうえ変更したところがある。

<sup>5</sup> 民用航空法 184 条は、「中華人民共和国が締結し、又は参加している国際条約と本法の規定が異なる場合、中華人民共和国が声明で留保した条項を除き、国際条約の規定を適用する。中華人民共和国の法律及び中華人民共和国が締結し、又は参加している国際条約に規定がないときは、国際慣例を適用することができる」と規定している。

有しないので、船舶所在地（建造地）の法が適用されると解されている。

船籍の変更が行われる場合、船舶所有権が元の船籍国の法又は新しい船籍国の法に準ずるべきかについては明確な規定は設けられていない。

## (2) 船舶抵当権

船舶抵当権については、船籍国法が適用される（海商 271 条 1 項）。裸傭船の契約締結前又は裸傭船期間中に船舶に抵当権を設定する場合、最初の船舶登録国（船籍国）の法が適用される（海商 271 条 2 項）。

この点、動産物権については、当事者は合意により準拠法を選択することができ、当事者が選択しなかった場合、法律事実が発生したときの動産所在地の法が適用される（涉外法律適用 37 条）。しかし、強行規定が設けられている場合、当該強行規定を適用しなければならない（涉外法律適用 4 条）。この点、海商法 271 条は強行規定と解されるので、当事者の合意により船舶抵当権に適用される法を選択することはできない。

船舶抵当権は、一般の抵当権と同様に債権を担保する権利であり、被担保債権に付従する物権である。従って、船舶抵当権は被担保債権自体の効力の問題でもあり、被担保債権がその準拠法により無効などの理由により発生しない場合、船舶抵当権の準拠法の如何に関わらず、当該船舶抵当権も成立しない。また、被担保債権がその準拠法によって消滅した場合、船舶抵当権も消滅する<sup>6</sup>。

船舶抵当権の効力の及ぶ範囲、公示方法、船舶抵当権者間の順位などについては、船籍国の法に従う。一方、建造中の船舶に対する抵当権は、船籍が存在しないので、船舶建造中の所在地法又は当事者が選択した法が適用されると解釈することも可能であろう。

## (3) 船舶優先権（船舶先取特権）

船舶優先権については、法廷地法が適用される（海商 272 条）<sup>7</sup>。現在、この立法の妥当性について議論されている。この点、船舶優先権は法定担保物権であり、厳格な属地性を有するので、外国において船舶優先権を実行することができない、且つ、船舶優先権は、船舶差押え又は船舶競売などの司法手続きにより実行する必要があるため、手続法として法廷地法を適用すべきという考え方がある。

これに対し、法廷地法の場合、当事者が自己に有利な国や地域を選択するという法廷地漁りの問題があること、また、船舶優先権の実行には司法手続きによらなければならないとしても、担保物権は実体法上の権利であることを看過してはならないという考え方がある。

法は、法廷地法が適用される範囲を明確にしていないが、実務では、船舶優先権の項目、船舶優先権者間の順位、船舶優先権とその他担保物権との順位、船舶優先権の対象、船舶優先権の成立、譲渡、消滅及び執行などについて法廷地法に従っている。

<sup>6</sup> 韓立新『海事国際私法（第二版）』（2015 年）70 頁を参照。

<sup>7</sup> 船舶優先権については、雨宮正啓＝李剛「中国における船舶優先権」『船舶金融法の諸相』（2014 年）181 頁以下を参照。

## 2. 海事契約における法選択

契約に適用される法について、意思自治の原則に基づき、契約の当事者は、法に別段の定めがある場合を除き、適用されるべき法を選択することができ、契約の当事者が法を選択しない場合には、当該契約と最も密接な関係のある国の法が適用される（海商 269 条）。ただし、契約当事者による法の選択が認められる場合は、以下のとおり無制限ではない。

- ①当事者は意思自治の原則を遵守しなければならない。
- ②当事者が契約紛争に適用される法を選択又は変更する場合には、明示的な方法で行わなければならぬ（涉外民事又は商事契約紛争案件の法律適用に対する審理に関する若干問題の規定 3 条）。
- ③当事者は、契約締結時から一審の弁論終結前までに契約紛争に適用される法を合意で選択又は変更することが可能である（涉外民事又は商事契約紛争案件の法律適用に対する審理に関する若干問題の規定 4 条）。
- ④当事者は、合意で準拠法を選択する場合、強行規定又は公序良俗に反してならない。

なお、涉外法律適用法 41 条は、当事者が準拠法を選択しない場合、最も契約の特徴を表する義務の履行を行う当事者の常居所地法又はその他当該契約に最も密接な関係のある法を適用すると規定している。

### (1) 船長及び船員の権利義務

船員については、中国は広義の概念を採用しており、船長を含むすべての船内職務従事者を意味する（海商 31 条）。

海商法には、船員雇用契約に適用される法について特別な規定は設けられておらず、海商法 269 条が適用されると解されている。

涉外法律適用法 43 条は、「労働契約については、労働者の勤務地の法を適用する。労働者の勤務地が不明の場合、使用者の組織営業地の法を適用する。労務派遣の場合、労務派遣地の法を適用することができる」と規定している。従って、通常、労働契約に最も密接な関係のある法は、労働者の勤務地法と解され、船員は、通常船上で勤務するので、船籍国法と解される。

### (2) 船荷証券約款上の準拠法条項

中国においても、日本と同様、船荷証券上の約款は海上貨物運送契約の内容と考えられている（海商 71 条）。従って、船荷証券約款上の準拠法条項については、上記の海事契約における法選択の原則が適用される。

コンテナ運送で使用される船荷証券約款には、裁判管轄条項又は仲裁条項に準拠法合意も含めて規定されることが多く見受けられる。中国の司法実務においては、外国裁判所を指定する管轄条項の効力が認められない傾向にあるので<sup>8</sup>、同条項に含められている準拠法合意が認められるべきかについて議論がある。通説的な見解は、管轄合意の有効性にかかわらず、適切に外国法が指定され、且つ、当該外国法の内容を知ることが可能であれば、当該法を適用すべき

<sup>8</sup> 雨宮正啓＝李剛＝方懿「中国における海事事件の裁判管轄」本誌 231 号 31 ないし 33 頁を参照。

とする<sup>9</sup>。

また、傭船契約に基づき発行される船荷証券においても、傭船契約上における仲裁条項又は裁判管轄条項に準拠法合意が含まれられ、船荷証券に摂取されると規定している場合も多い。しかし、前述のとおり、中国の司法実務においては、外国裁判所の管轄条項の効力を認めない傾向にあるので、傭船契約における準拠法合意の法的効力を判断する前に、通常、事実認定の点から傭船契約の摂取が否認されている。例えば、陽光自豪控股股份有限公司対重慶紅蜻蜓油脂有限责任公司の海上貨物運送契約紛争事件 ((2017) 鄂民轄終 31 号) の二審においては、湖北省高級人民法院は「船荷証券に摂取される傭船契約に関する具体的な記載がない、且つ、傭船契約における仲裁条項の摂取も記載されていない」という理由で運送人が主張した傭船契約における仲裁合意に含まれる準拠法合意の摂取を否認した。また、「最高人民法院による連雲港祥順鉱産資源有限公司対尤格蘭航運有限公司の海上貨物運送契約紛争に関する管轄異議案件の要請に対する返信」<sup>10</sup>には、船荷証券の表面に記載されている傭船契約中の仲裁条項が船荷証券に摂取されるということが船荷証券の裏面約款に記載されているが、当該船荷証券の裏面約款における摂取内容は船荷証券の所持人である荷受人を拘束する効力がないという判旨を示した。

至上約款 (Paramount Clause) の適用可否については、以下のとおりである。

船荷証券約款上の準拠法合意条項が有効であり、且つ、当該準拠法の内容を知ることができる場合、当該至上約款の内容は準拠法上の強行規定に反しない限り、その効力が承認されるべきである。

船荷証券約款における準拠法合意条項が存在しない、又は無効、若しくは準拠法の内容が不明である場合、海商法 269 条に基づき、最も密接な関係のある国の法を準拠法として認めることができる。

### (3) 海難救助契約

海商法は海難救助契約について明文規定を設けていないが、同法 269 条に基づき準拠法が決定されると解されている。

## 4. 海事不法行為に関する法選択

### (1) 不法行為に適用される一般原則

#### ① 不法行為地法

不法行為の損害賠償については、不法行為地法が適用される（民法通則 146 条 1 項）。ただし、当事者が同一の常居所地を有する場合、同一の常居所地法が適用される（涉外法律適用 44 条）<sup>11</sup>。当事者が同一の常居所地を有しない場合でも、同一の国籍又は同一の国に住所を有する場合には、当事者の本国法又は住所地法を適用することができる（民法通則 146 条 1 項）。

加害行為地と結果発生地とが異なる隔地的不法行為については、人民法院が不法行為地を選択することができる（最高人民法院による「民法通則」に関する若干問題の押通・執行に対する意見）。

<sup>9</sup> 韓立新 『海事国際私法（第二版）』（2015 年）120 頁を参照。

<sup>10</sup> 最高人民法院（2013）民四他字第 1 号を参照。

<sup>11</sup> 涉外法律適用法 51 条は、「民法通則 146 条、147 条、相続法 36 条が本法の規定に合致しない場合、本法を適用するとする」と規定している。

## ② 最密接関係法

涉外法律適用法又はその他法律に涉外民事関係に適用する法が規定されていない場合、当該涉外民事関係に最も密接な関係のある国の法が適用される（涉外法律適用 2 条 2 項）。

## ③ 当事者の意思自治

不法行為の後に、当事者は不法行為に適用される準拠法を選択することができる（涉外法律適用 44 条）。

## (2) 船舶衝突

いずれかの国の領内で発生した船舶の衝突による損害賠償については、不法行為地法が適用され、公海において発生した船舶の衝突による損害賠償については、不法行為地法が存在しないため、法廷地法が適用される（海商 273 条）。同一国籍を有する船舶の場合、その衝突した船舶間の損害賠償については、共通船籍国法が適用される（海商 273 条）。

Trade Quicker Inc Monrovia Liberia 対 Golden Light Overseas Management S.A Panama の船舶衝突事件において、衝突した両船ともパナマ籍だったので、本件にパナマ法を適用しなければならなかつたが、海事法院がパナマ法の内容を知ることができなかつたので、当事者の合意により法廷地法である中国法が適用された（涉外法律適用 44 条）。

## (3) 油濁損害

中国は CLC1992 及び BC2001 を批准している。しかし、全ての国がこれら条約を批准しておらず、また締約国間においても条約に対する解釈が統一されていないので、油濁損害に関する法の抵触が解消されているわけではない。

中国の沿海部において生じる油濁損害のうち、涉外的要素を含まない事件の場合、国際条約ではなく、中国の国内法が適用される。

これに対し、涉外な要素を含み、且つ、油濁損害を発生させた船舶の船籍国が CLC1992 又は BC2001 の締約国である場合、国際条約が適用される。

当該船舶の船籍が CLC1992 又は BC2001 の締結国ではない場合など、国際条約が適用できない場合には、涉外法律適用法 44 条に基づき、適切な法を選択すべきとされる。すなわち、油濭事故後、当事者が合意で準拠法を選択した場合、当該法を適用すべきとされる。当事者が法を選択しなかつた場合、油濭事故を発生させた船舶が便宜籍船であろうとも、実船主が中国国内に常居しているのであれば、当事者の常居所地である中国法を適用すべきとされる。さらに同一の常居所地が存在しない場合、不法行為地法を適用すべきとされる。通常、不法行為地が、被害者、損害発生又は法廷地と関わるので、不法行為地法の適用は最密接関係原則に合致しているとされる。

## 5. 共同海損に関する法選択

共同海損の精算については、精算地法が適用される（海商 274 条）。一方、共同海損の精算については、契約において合意された精算規則が適用され、合意がないときは、海商法の規定（第 10 章）が適用される（海商 203 条）。海商法 274 条と 203 条の関係であるが、まず、適用法を規定する 274 条に基づき、中国法が共同海損の準拠法となるか否かを確認すべきであると解されている。中国法が準拠法となる場合には、203 条の規定に従って、具体的な精算規則又

は適用法が決定されると解されている<sup>12</sup>。

## 6. 海事賠償責任制限に関する法選択

海事賠償責任制限については、法廷地法が適用される（海商 275 条）<sup>13</sup>。従って、制限債権の範囲や責任限度額などは、法廷地による。

## 第五 外国法の調査

涉外民事関係に適用される外国法については、人民法院、仲裁機関又は行政機関が調査する義務を負うが、当事者が外国法の適用を選択する場合、当事者が当該外国法の内容を提出する義務を負う。外国法を調査できない場合、又は当該外国法に関係する法規定がない場合、中国法が適用される（涉外法律適用 10 条）。

外国法を適用する場合、外国法の調査は極めて重要となる。当事者による外国法の内容の提出、中国において効力が認められる国際条約に定められた方法、外国法の専門家による外国法の内容の提出などの合理的な方法を通じて、人民法院が外国法の内容を知り得ない場合には、外国法の内容が不明と認定される（涉外法律適用法の解釈 17 条）。上記の調査方法は合理的ではあるが、実効性に乏しいと言える。以下に、裁判例に基づき外国法調査に関する現状を紹介する。

### 1. 裁判所による職権調査

人民法院が職権で外国法の内容を調査する場合であっても、各当事者からその内容及びその理解、さらに適用の是非についての意見を聴取し、当事者に異議のない場合は、人民法院は当該外国法の適用を決定することができ、当事者に異議がある場合には、人民法院は審査の上、適用の可否を決定しなければならない（涉外法律適用の解釈 18 条）。

日本のような成文法国の法の内容が明らかとなる場合、理論的には、イギリスなどの判例法の法に比べ、その適用が認められやすい。この点、寧波海事法院が日本の商法及び国際海上物品運送法の内容を調査し、関連する条文の規定に基づき、船荷証券原本を回収せずに貨物を引渡した運送人の責任及びその損害賠償金額を認定した裁判例がある<sup>14</sup>。

### 2. 当事者による調査

当事者が提出した外国法の内容を、人民法院が認めた裁判例がある。次に紹介する 2 つの裁判例は、いずれもイギリス法が適用されたものであるが、最初の裁判例はイギリス法に関する書籍資料に基づく調査であり、次の裁判例はイギリス弁護士の意見書に基づく調査である。

① 韓国の SeoiL Shipping Co., Ltd 対唐山港鉄鋼公司の強制令に関する損害賠償紛争事件<sup>15</sup>においては、当事者の双方がイギリス法の適用を選択した。被告が判例ではなく、関連書籍を人民法院に提出したことに対し、原告は、イギリスは典型的な判例法國であるから、当該書籍では

<sup>12</sup> 韓立新 『海事国際私法（第二版）』（2015 年）202 頁を参照。

<sup>13</sup> 海事賠償責任制限については、雨宮正啓「中華人民共和国における海事賠償責任制限に関する最高人民法院の解釈規定」本誌 210 号 78 頁以下を参照。

<sup>14</sup> 寧波海事裁判所（2013）シャフト海法初商字第 635 号、第 636 号判決。

<sup>15</sup> 天津市高級人民法院（2012）津高民四終字第 4 号判決書を参照。

被告の主張を証明できないと主張した。天津海事法院は、当該書籍の内容に基づいて判決した。原告は、天津高級人民法院に上訴したところ、同高級人民法院は、インターネット上の法律情報システム及び法律データベースを通じて、一審で当事者が提出した外国法の内容を調査することができるので、法的効力を有すると判断し、原告の上訴を棄却し、一審判決を支持した。

② 韓農公司対南京揚洋化工公司の保証状に関する紛争事件において、武漢海事法院は、当事者が選択したイギリス法を提出するよう求めた。原告は、イギリス法に基づき本件を理論的に分析したうえで作成されたイギリス弁護士の意見書を海事法院に提出した。武漢海事法院は、当該弁護士が所属する法律事務所（Clyde & Co）が適切な資格を有するという証拠が提出されなかつたという理由で、当該法律意見書をイギリス法の調査結果として認めなかつた。同海事法院は、職権でイギリス法を調査することができないとして、渉外法律適用法10条に基づき中国法を適用した。二審において、湖北省高級人民法院は、Clyde & Coが著名な国際海事法律事務所であることを認識し、法律意見書を作成した弁護士も資格のある弁護士であることが確認されたことを理由に、当該法律意見書の有効性を認めた。二審は、一審判決を破棄し、イギリス法とイギリス判例に基づき判断した。

### 3. 外国法調査センター

近年、中国政法大学、華東政法大学及びその他機関に、外国法調査センターが設立されている。最高人民法院、各高級人民法院、海事法院及び各仲裁機関などが外国法を調査する場合、これらの外国法調査センターに依頼することが多く見受けられる。

以下に、2017年7月9日、中国長江沿いの鎮江水域で衝突した船舶が両船ともパナマ船籍であった事件を紹介する。この事件では、被害船主が加害船を差押えたうえで、損害賠償請求を求めて武漢海事法院に訴えを提起した。中国では、同一国籍の船舶が衝突した場合、その衝突した船舶間の損害賠償については、共通船籍国法が準拠法となる（海商273条）。本件では、加害船主が経営不振に陥り、裁判に参加しなかつたので、当事者間で適用法選択の合意がなされず、海事法院はパナマ法の調査を外国法調査センターに依頼した。本件は現在審理中であるが、外国法調査センターが外国法を調査する場合、外国法の内容の確定、現地専門家への調査依頼、調査センターの報告書の作成、その後の裁判官による報告書の検討及び法規定の選択などの手続きが行われるため、判決までは時間を見る見込みである。

### 第六 おわりに

中国においては、国際海事事件に適用される準拠法の決定につき、海商法に抵触規定が設けられ、相当程度立法的に解決されている。これに対し、日本では、船舶に関する事項（船舶の所在地法、海損、衝突及び救助など）は、法の適用に関する通則法（以下「通則法」という。）に明確に規定されていない。これは、法例の立法担当者が、国際私法的特別規定は、船舶及び航海に関する特別法に譲ることとしていたことに由来し、また、通則法が制定された際も実務上の必要性に乏しくかえって規定の新設による悪影響が懸念される等の理由から、船舶についての特則は設けられなかつたとされる。

中国では、船舶所有権や抵当権について船籍国法が適用される。日本においても船舶が関わる渉外的事件については、海事国際私法の独自性から、船籍国法を適用すべきであるとの主張が支配的であった。しかし、現実には、船籍国法を適用すべきであるとする海事国際私法に關

する特別法が制定されているわけではなく、また、日本の抵触規定が海事問題には適用されないわけでもないことから、船舶に関する渉外事件にもっぱら船籍国法を適用すべきであるとする十分な根拠は存在しないとされる。さらに、近年では、特に外航船の大半を占める便宜置籍船の登場などにより、船籍国を連結点とする考え方自体が疑問視されつつある。しかし、中国では、現在のところ、船籍国法適用の問題について議論はなされていないようである。

中国で国際海事事件が解決される場合、適用される法の決定は当事者の利害に大きく関わるところであり、これを紹介することは実務的に有意義であることから概要を紹介することとした。

